

訪問介護 料金表

訪問介護サービスには、「利用者に直接働きかける身体介護」と「利用者の代わりに必要な家事を行う生活援助」に分けられ、以下のとおり標準単価も異なります。

身体介護とは、利用者のからだに直接触れて専門的な知識や技術を必要とするもの、利用者の ADL（日常生活動作）や意欲の向上を目的として利用者と一緒に行うものです。

- 食事介助 排泄、更衣、洗面、清拭や入浴の介助 体位変換、移乗・移動介助、通院や外出介助
- 利用者が家事を行う際、安全を確保するための声掛けや見守り
- たんの吸引、経管栄養（都道府県の登録機関で一定の研修を修了し認定を受けた者に限る）

身体介護 ご利用料金の目安

サービス名称	身体 1	身体 2	身体 3	(身体 4 以上)
サービス時間	20 分以上 30 分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	(以後 30 分を増す 毎 663 円に 84 を追 加)
単位	250	396	579	
利用者負担金額	330 円	523 円	764 円	

生活援助とは、利用者本人や家族が行えない日常生活の家事を介護士の視点をもって代行するものです。利用者のからだには直接触れない以下のような援助をさします。

- 利用者の生活スペースの掃除、一般的な食事の支度、洗濯、買い物、薬の受け取り など

生活援助 ご利用料金の目安

サービス名称	生活援助 2	生活援助 3
サービス時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
単位	183	225
利用者負担金額	242 円	298 円

・利用者負担額は、事項で示す「各種加算①毎月のご利用料金に含まれる項目」を含めて表記しています。
・表記の金額は 1 割負担の場合です。一定以上所得者は、利用者負担割合が 2 割または 3 割となります。それ以外の方は、利用者負担割合が 1 割となります。毎年 8 月 1 日に更新される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

第一号訪問事業 料金表

訪問型サービスでは、訪問介護員による身体介護や生活援助を受けることができます。対象者は、要支援認定を受けた方になります。

報酬単価は国が定める額を勘案して市町村(秋田市)が設定することになっております。

サービス名称	説明	算定単位	単位	利用者負担金額
訪問型独自サービスⅠ	週1回程度	月額包括報酬	1176	1411 円
訪問型独自サービスⅡ	週2回程度	月額包括報酬	2349	2819 円
訪問型独自サービスⅢ	週2回を超える程度	月額包括報酬	3727	4473 円
訪問型独自サービスⅣ	週1回程度 月4回まで	回数払い	268	322 円
訪問型独自サービスⅤ	週2回程度 月5～8回まで	回数払い	272	326 円
訪問型独自サービスⅥ	週3回程度 月9～12回まで	回数払い	287	344 円

・表記の金額は1割負担の場合です。一定以上所得者は、利用者負担割合が2割または3割となります。それ以外の方は、利用者負担割合が1割となります。毎年8月1日に更新される「介護保険負担割合証」をご確認ください。

・当社では、A3 訪問型サービス(緩和基準)は実施しておりません。

各種加算① 毎月のご利用料金に含まれる項目

秋田在宅ケアセンター(訪問介護)では、介護保険制度で定める体制要件・人材要件等を整備することで「特定事業所加算Ⅱ」を算定しています。

また、介護職員の処遇について、賃金・キャリアパス・職場環境要件を計画的に実施しており、「処遇改善加算Ⅰ」及び「特定処遇改善加算Ⅰ」を算定しています。

毎月のご利用料金に含まれる加算項目

名称	算定対象要件の説明	単位数
特定事業所加算Ⅱ	要介護1～5の方	所定単位数の10%を加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ	要支援1・2及び要介護1～5の方	所定単位数の13.7%を加算
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	要支援1・2及び要介護1～5の方	所定単位数の6.3%を加算

各種加算② 算定対象要件に該当した場合の項目

名称	算定対象要件の説明	単位数
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(以下を定期的に行う場合) ・訪問・通所リハビリ事業所又はリハビリを実施している医療提供施設の※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受ける体制を構築し、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合。	100 単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問・通所リハビリ事業所又はリハビリを実施している理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は、医療提供施設の※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が、訪問・通所のリハビリテーションの一環として訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、※専門職と身体状況等の評価を共同で行うこと。 ・生活機能の向上を目的とした訪問介護を作成すること。 ・当該※専門職等と連携し、訪問介護計画に基づく訪問介護を行なっていること。	200 単位/月
2 人の訪問介護員等による場合(訪問介護のみ)	別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合にあって、同時に 2 人の訪問介護員等が 1 人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問介護が行った場合。	所定単位数に 200/100 を乗じた単位数
早朝加算 (訪問介護のみ)	午前 6 時～午前 8 時の時間帯にサービスを行う場合。	所定単位数の 25%を加算
夜間加算 (訪問介護のみ)	午後 6 時～午後 10 時の時間帯にサービスを行う場合。	
深夜加算 (訪問介護のみ)	午後 10 時～午前 6 時の時間帯にサービスを行う場合。	所定単位数の 50%を加算
緊急時訪問介護加算 (訪問介護のみ)	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行なった場合。	100 単位/回
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。 利用者が過去二月に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合。	200 単位/月

(単位＝円)